

女性の県内定着促進事業 実施要綱

(事業の目的)

第1条 女性の県内定着促進事業（以下「本事業」という。）は、青森県（以下「県」という。）と県内の幅広い分野で就労して活躍する女性とが連携・協力し、女性の県内就職・定着の気運醸成を図ることにより、県内外の女子学生及び若手女性社会人の県内事業所等への就労を促進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 本事業では、次の活動を行うものとする。

- (1) 県に登録した「あおり女性就職サポーター」（以下「サポーター」という。）による県内大学等における講話や座談会
- (2) サポーターが所属する県内事業所等（以下「県内事業所」という。）を見学するバスツアー等
- (3) 県のSNS等における本事業やサポーターの活動に関する広報
- (4) その他女性の県内定着の推進に資する取組

(活動内容の調整)

第3条 県は、サポーターが活動する内容、時期及び場所について、県内事業所や県内大学その他の関係機関との調整を行う。

- 2 上記の調整にあたっては、あおり県内就職促進パートナー企業に登録済みの企業に所属するサポーターを優先するほか、講話や座談会の実施を希望する県内大学等の意向を踏まえ、適切なサポーターを選定する。

(派遣の依頼)

第4条 県は、第3条に規定する調整後、サポーター及び県内事業所に対し、派遣依頼を行う。サポーター及び県内事業所は承諾の可否を回答する。

(経費負担)

第5条 サポーターの派遣に要する謝金及び旅費については、原則として県が負担し、それ以外の経費が生じた場合は、関係者との協議により定める。

(サポーターの登録)

第6条 本事業で活動するサポーターの登録の方法については、別に定める。

(事務局)

第7条 本事業の事務局は、青森県こども家庭部若者定着還流促進課 県内定着促進グループとする。

(雑則)

第8条 上記に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な項目は、関係者との協議により定める。

附則

本要綱は、令和6年5月13日から施行する。